TADIC
justax No.206
®SEP'10
東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

個人事業税における不動産貸付の規模誤りに国家賠償請求認容！

～消滅時効は未完成であり、納付した事業税と同額の損害金を認める～

地方税法の施行に関する取扱通達によれば、事業税の課税客体の認定について、不動産貸付業に該当するかどうかの認定に当たっては、所得税の取扱いを参考とするとともに住宅用土地の貸付けを行っている場合においては、貸付け契約件数が10件以上又は貸付総面積が2,000㎡以上であるものについては、不動産貸付業と認定すべきものとしています。今回は、原告が、その賃貸土地を、都税事務所長から誤って住宅用土地として事業税を賦課決定され、納付額と同額の損害賠償請求をして認められた事案を紹介します（平成21年9月18日東京地裁判決・Z999-8270）。

∞　∞　∞　∞　∞　∞　∞　∞　∞　∞　∞　∞　∞　∞　∞

1.　事案の概要

被告である東京都大田都税事務所長から、平成11年度から平成15年度までの個人事業税の賦課決定を受け、納税した原告が、同決定は課税要件がないにもかかわらず誤ってされたものであると主張して、国家賠償法1条1項に基づき、納付した同税と同額の損害金及び遅延損害金の支払を求める事案です。

原告は、本件土地を、原告が代表取締役を務める法人に貸付け、同法人が本件土地上に倉庫兼事務所を建築していました。この土地の他、原告は、平成4年8月から平成9年12月までの間、A建物を所有して賃貸し、10室基準を満たしていたため、被告は、平成5年度から平成10年度までの間、個人事業税の賦課決定を行っていましたが、原告は、平成9年12月に建物を売却したため、同建物は原告の賃貸物件ではなくなりました。原告は、平成9年分の所得税の確定申告に際し、A建物を譲渡したことを申告しています。

2.　裁判所の判断

①　一般に、行政処分の違法を理由とする国家賠償請求をする場合、あらかじめ当該処分について取消し又は無効確認の判決を得なければならないものではないし、不服申立て及び取消訴訟提起の期間制限についても、課税処分に限らず行政処分一般に認められているにもかかわらず、個人事業税の賦課決定のような金銭給付義務を課する行政処分のみを別異に解し、上記期間経過後には、当該処分の違法を理由とする国家賠償請求をすることができないとすべき法令上の根拠は見当たらない。

したがって、違法な課税処分を受けた者が、取消訴訟を提起せずに、課税処分を受けたことによる損害の回復を目的とする国家賠償請求訴訟を提起することも許されるというべきである。

②　大田都税事務所長は、原告の不動産貸付けが不動産貸付業の認定基準を満たさず、個人事業税の課税要件がないにもかかわらず、平成11年度から平成15年度まで、原告に対し、個人事業税の賦課決定をし、その際、課税担当職員は、確定申告書の添付書類の記載からは、本件土地が住宅用土地であることが明らかではないのに、原告に対し、本件土地が住宅用土地であるか否かについて電話又は書面で問合せをしたこともなく、建物の登記簿謄本やブルーマップを確認することもなかったのであるから、各賦課決定は、職務上通常尽くすべき注意義務を怠ったものというほかはなく、国家賠償法上の違法性があるものというべきである。

③　被告は、原告は平成15年度の個人事業税の納税通知書を受け取った時点で、誤って個人事業税を課されていることを知ったものであるから、平成11年度から平成15年度までに納付した個人事業税相当額の損害賠償請求権は、時効消滅したと主張する。しかし、国家賠償法4条により準用される民法724条にいう被害者が損害を知った時とは、被害者が損害の発生を現実に認識した時をいうと解すべきである。そして、大田都税事務所長が、原告が申告を依頼している会計事務所に対し、原告に間違って個人事業税を賦課決定してきたことを電話で連絡し、平成21年下旬ころに、これを会計事務所から知らされた時に、原告は過誤納金の事実を初めて知ったものと推認される。したがって、消滅時効はいまだ完成していない。

（税法データベース編集室　大高由美子）

◇以上の判決例について詳細（全文・Ａ４判１６頁）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込み）で頒布しますので下記あてご一報ください。

JUSTAX 第206号（平成22年9月10日号）／編集・発行　東京税理士会データ通信協同組合・広報部
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-2ﾓﾘﾀﾆﾋﾞﾙ／TEL(03)3350-6300 FAX (03)3350-4628